

ID: 99

担当部署: 子ども若者部 子ども若者応援課

処分の概要	医療証の交付
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 第5条
例 規 番 号	平成13年条例第110号
【根拠条文】 (医療証の交付) 第5条 医療費の助成を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、市長に申請し、規則で定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。 【基準】 根拠条文、第3条及び第4条の規定による。 (対象者) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、市の区域内に住所を有する者で次の各号のいずれかに該当する者であって、その者の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定により、医療に関する給付が行われる者又はこれに準ずる者であって規則で定めるものとする。 (1) ひとり親家庭等の父又は母及び児童 (2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項各号に掲げる児童 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者 (2) 規則で定める施設に入所している者 (3) 児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者 (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者 (所得の制限) 第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所得のあった翌々年の1月1日から1年間は対象者としなない。 (1) 対象者の属するひとり親家庭等の父又は母及び養育者(以下「ひとり親等」という。)の前々年の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに対象者の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持した者の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。ただし、ひとり親等(父又は母に限る。以下この号において同じ。)の監護する児童が母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、規則で定めるところにより、ひとり親等が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。 (2) ひとり親等の配偶者の前々年の所得又はそのひとり親等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で、そのひとり親等と生計を同じくするものの前々年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。 2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関して	

は、規則の定めるところによる。

3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日